

総務文教常任委員会記録

令和5年7月25日

【開催日】 令和5年7月25日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時57分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	岡山明
委員	古豊和恵	委員	前田浩司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏	総務部次長	古屋憲太郎
総務課長	河田圭司	総務課主幹兼危機管理室長	奥田孝則
危機管理室主任	藤本信哉	建設部長兼大学推進室長	大谷剛士
建設部次長兼大学推進室副室長	高橋雅彦	大学推進室主査	大坪政通
大学推進室主任	尼崎幸太		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
------	------	------	-------

【審査内容】

- 1 所管事務調査 令和5年7月豪雨について
- 2 所管事務調査 山口東京理科大学について
- 3 その他

午後1時30分 開会

笹木慶之委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会します。今日は令和5年7月豪雨について所管事務調査を行います。具体的には、6月30

日から7月1日、それから7月7日から7月9日の二つの調査をさせていただきたいと思います。それでは執行部から説明をお願いしたいと思います。

※執行部の説明では24時間表記としています。

河田総務課長 それでは、令和5年7月大雨災害について、状況を御報告させていただきます。まず、気象状況について御説明します。資料1-1を御覧ください。こちらは最初の週の令和5年6月29日から7月1日までの大雨災害に係る気象状況についてです。この状況につきましては、線状降水帯の発生に伴いまして、短時間に局地的な大量の降雨が発生したことが、大雨災害の主要な原因であると考えられております。こちらのレーダーの画像を御覧いただきますと、山陽小野田市には6月29日23時頃から強い雨雲がかかり始めまして、23時25分には土砂災害警戒情報が発表されました。次のページを御覧いただきまして、7月1日0時からの画像となりますが、7月1日に入ってから、しばらく強い雨雲がかかっておりました。次のページは解析雨量の画像となりますが、こちらも7月1日0時から強い雨雲がかかってきたことに伴い、豪雨があったということが御確認いただけると思います。また、次のページを御覧いただきますと、こちらは、7月1日0時50分までの降水量の画像となっております。赤い破線で囲ってありますところが、線状降水帯が位置したところの状況を示しております。山陽小野田市の北部にも位置をしておりましたので、市内にも局地的に強い豪雨が見られました。次のページを御覧ください。大正川雨量局における降水状況及びさくら橋における水位ということで、こちら右側の河川の断面図のグラフを御覧いただきますと、越水しておる状況が御確認いただけると思います。また、矢印をつけてあります左上の60分雨量のところは、一番ピークとなったところの雨量を示しております。累計雨量は24時間で200ミリメートルを超えるものがあったということが御確認いただけると思います。次のページは、埴生の東側雨量局における降水状況となっております。こちらも同時期に、同じぐらいの雨量がございました。

けれども、河川には水位に影響がなかったことが御確認いただけると思います。次のページ、美祢の東厚保雨量局における降水状況を示しております。やはり東厚保の雨量がすごく大きかったことが御確認いただけると思いますし、また右側の河川の断面図につきましても、氾濫危険水域を超えているという状況が御確認いただけると思います。次のページを御覧いただきますと、6月29日から7月1日までの累積降水量を示したものとなっております。こちらは東厚保雨量局で、386.0ミリメートルというところで、今年もまた観測史上一位の値を継続しております。昨年の7月18日から7月20日までの計測値についても、昨年は、また記録を更新したという御報告をしましたが、これに加えてさらに142.5ミリメートルの増加であったということが報告されておりますので、いかに雨量が多かったかということが御確認いただけるかと思えます。また、次のページ以降は、県内の各地域における注意報、警報等の履歴をまとめております。本市周辺の下関市、美祢市等が類似の状況で、時間帯も同じ状況で発表がされていたことが御確認いただけるかと思えます。続きまして、翌週7月7日からの状況について御説明します。資料1-2を御覧ください。翌週の状況につきましては、対馬海峡付近に停滞する梅雨前線の活動が活発となり、広い範囲で大雨となったことが主要な原因であると考えられております。7月7日の3時間ごとの雨雲のレーダーを掲載しております。7月7日は9時頃から対馬海峡付近から雨雲が発生したことが御確認いただけるかと思えます。次のページを御覧ください。7月8日になりますが、まだ上の段では本市のほうにはあまり雨雲はかかっておりませんが、15時ぐらいから少しずつ山口県にかかり始めました。その後も断続的に雨雲がかかっているところがありますが、午後から強い雨雲がかかり始めましたので、气象台からは、12時55分に大雨警報が発表されました。次のページ、今度は7月9日に入りましても雨雲が断続的に山陽小野田市に差しかかり、8時30分には土砂災害警戒情報が発表されました。次のページ、今度は7月10日に入りましても、明け方から昼過ぎにかけて、雲がかかっていた状況が御確認いただけるかと思えます。降水量、アメダスの時系

列のグラフをつけております。本市そのものに、観測地点はございませんので、周辺の下関市、宇部市、それから北側の東厚保の時系列の図を添付しております。それぞれにおいて地域差は若干ありますが、7日の昼過ぎ、8日の昼過ぎから9日の昼過ぎ、10日の未明から正午にかけて、それぞれ断続性の豪雨があり、この3日間で300ミリメートルを超える累積雨量となりました。次のページ、アメダス総降水量の分布図を添付しております。先週と比べまして、中心部が福岡のほうに寄っておりますけれども、7日夜遅くから10日昼過ぎまでにかけて、福岡県、佐賀県、大分県で線状降水帯が発生しまして、九州北部地方では、猛烈な雨や、非常に激しい雨が降りました。福岡県の英彦山や耳納山など、複数の観測地点で1時間降水量や日降水量の市場観測史上一位の値を更新するなど、記録的な大雨となりましたが、山口県におきましては、福岡県ほどの降雨はなかったということが御確認いただけるかと思えます。次のページ、大正川雨量局における降水状況及びさくら橋における水位でございますけれども、左上の矢印をつけておりますところが雨量のピークでございます。そこを御覧いただきましても、右側河川の断面図、それから下の推移等を御覧いただきましても、氾濫危険水位までは達しておりますが、氾濫には至ってないということが御確認いただけるかと思えます。次のページは、埴生東側雨量局における降水状況及び前場橋における水位でございます。同じように、ピークの雨量となるところに矢印をつけておりますが、水位は、氾濫の影響がなかったということが御確認いただけるかと思えます。次のページは、美祢北部の東厚保雨量局における降水状況、水位でございます。このたびは、前の週と異なりまして、ピーク時雨量の時点におきましても、氾濫危険水位には達してなかったということが御確認いただけるかと思えます。この週は比較的市の南部でも降雨があったということで、次のページには小野田地区の竜王雨量局における降水状況も示しております。先ほどの気象状況の説明で、少し触れさせていただきましたが、降水のピークが複数回に分かれていましたので、矢印で印をつけております。断続的な降雨があったということが御確認いただけるかと思えます。この週の主な

災害の危険度につきましては、土砂災害の危険があるという発表でございました。次のページには、気象台が発表しますキキクルの最大危険度の状況を示しております。7月7日におきましては、本市におきましてはキキクルの危険度はまだ生じておりませんでした。次のページ、7月8日に入りますと、土砂災害や、一部の地域で浸水害、洪水害について、警戒レベル2相当となっております。次のページ、7月9日に入りますと、土砂災害につきましては警戒レベル4相当となり、本市におきましては、水防本部体制への移行を行っております。次のページは、7月10日になりますが、土砂災害警戒レベル4の区域が広がりましたので、10時に市内全域に土砂災害に係る避難指示を発表したところでございます。次のページ、7月11日に入りますと、危険度がある区域は縮小してまいりましたが、大雨注意報につきましては、7月12日15時55分まで継続となりました。その次のページからは、先ほどと同じように、県内各地の大雨に関する注意報等の発表状況でございます。先週と同様に周辺の下関市、美祢市等と同様の時間帯に注意報の発表履歴があるということが御確認いただけるかと思えます。続きまして、資料2-1を御覧いただけますでしょうか。こちらは、最初の週の6月30日から7月2日までにおける大雨による土砂災害について、主に対処等についての報告を時系列でまとめたものとなっております。6月30日金曜日8時7分には、気象台から大雨注意報が発表されましたので、本市では第1警戒体制をとりました。その後、12時33分に洪水注意報が発表されたことを受けまして、13時15分に市長、副市長の事前協議を行いまして、14時には、警戒体制調整会議を開催し、自主避難場所5か所を設置することを決定いたしました。また、16時20分には大雨警報、土砂災害、洪水警報が発表されましたので、第2警戒体制をとりました。19時18分には、厚狭川の第1松ヶ瀬橋の水位が氾濫危険水位相当まで増加いたしましたので、本市では水防本部体制に移行しております。また、こちらの地域に警戒レベル4の避難指示を、それから、大正川と桜川の水位が氾濫危険水位に近づいてきましたので、この周辺地域に警戒レベル3の高齢者等避難を発表しております。また、23時

25分には気象台から土砂災害警戒情報が発表されまして、その後すぐに、埴生地区等に警戒レベル4の避難指示を土砂災害警戒というところで発令をしております。次のページに入りまして、23時50分には、こちらに伴う土砂災害警戒情報の発表区域が、高泊、厚陽地区が追加になりましたので、この地域にもレベル4の避難指示を追加で発令をしております。また、7月1日に入りますと、0時50分頃には、美祢から厚狭北部地域にかけて、線状降水帯の発生が見られたところがございます。午前1時には厚狭川第1松ヶ瀬橋、桜川の越水を確認しました。また、大正川での越水の危険性が高まりましたので、災害対策本部体制へと移行いたしました。ただ、深夜帯でございましたので、職員の参集はかえって危険であると判断いたしまして、参集しておりました市長、副市長、総務部長、建設部長、福祉部長等で対応を行ったところがございます。また、同時に、この周辺地域に警戒レベル5の緊急安全確保を発令しております。この際にはJ-ALERTのスピーカーで職員が呼びかけを行っております。次のページに入りますと、3時5分に、今度は厚狭川厚狭大橋付近で氾濫危険水位を超えたため、周辺地域に警戒レベル4の避難指示を発令しております。8時30分に災害対策本部の会議を開催いたしまして、これまでの経過報告や今後の対応状況について、また、本部長、副本部長から指示を行う会議を開催いたしました。同時刻に気象台から、大雨警報の解除がございましたので、同じ時間をもって、避難される方がいらっしゃらない避難場所については閉鎖を行いました。11時20分に土砂災害警戒情報が解除されましたので、11時30分には警戒レベル5の緊急安全確保及び警戒レベル4の避難指示を全て解除いたしました。また、この解除に伴いまして災害本部体制、それから水防本部体制は廃止をしております。その後、警報の解除発表が断続的に行われましたが、午後7時40分には気象台から土砂災害警戒情報が解除され、20時37分になりますと、大雨警報、それから洪水警報が解除されましたので、第1警戒体制と縮小したところがございます。次のページの一番上になりますけれども、7月2日5時33分には大雨注意報も解除されましたので、第1警戒体制も解除し、通常の体制

に移行しました。避難の状況について、番号が飛んでおりすみません。

5か所の避難場所を開設しておりますが、結果的に避難者のあった避難場所は埴生と厚狭の2か所、合計で20世帯29人の方の避難がございました。その後の避難情報につきましては、先ほど時系列で御説明したものを、別にまとめておるところでございますし、次のページの情報発信につきましても、一覧表形式でまとめたものとなっております。次の5項目目の消防活動でございますけれども、消防団にも御協力いただきまして、厚狭北分団におかれましては、避難指示に伴う巡回広報を1隊4人で行っていただきました。また、消防組合におきましても、山陽小野田市管内では、風水害の出動が1件、4隊9人。こちらは、ボートによる避難誘導を9人に行っていただきました。また、警戒等の出動ということで、5件、6隊21人の方に御協力いただきました。また、累積雨量につきましても先ほどの気象状況を表形式でまとめております。続きまして、被害状況につきましては、最初の週と次の週、それぞれ累積して関連性が深いこともありましたので、累計して数字をまとめております。ここでは便宜的に両方の数字でまとめさせていただければと思います。通行止めにつきましては、土木課で冠水により通行止めの措置を行ったものがございます。最後のページになります。こちらに、通行止めをまとめておりますので、御参考にしていただければと思います。また、次のページ、8項目目に戻りますけれども、被災状況ということで、罹災証明の発行件数につきましては23件、このうち床上が11件、床下が11件、その他が1件となっております。被災証明、これは事業所等、住家でないものについての証明となります。20件の対応を行っておりまして、床上が6件、床下が5件、その他が9件となっております。また、ライフラインの被害というところで、下水道施設につきまして、汚水排水機場の冠水によって、一時的に機能が停止したという被害がございました。また、公共施設の被害につきましては、こちらの表でまとめておりますが、ねたろう保育園の床上浸水がありましたほか、各施設で軽微な雨漏りとか、火災警報器の誤動作等がございました。また、公共交通機関の被害についてですけれども、まず一つ目、JRの美祢線で

すが、大雨の影響により、美祢線の湯ノ峠駅から厚保駅間で土砂の流出、それから信号線、線路等の破損等がございました。今のところ、復旧の見込みが立っておらず、代行バスによる運行が行われておるといところでございます。JR山陽本線につきましては、小野田―厚狭間の盛土の一部亀裂が発生しておりましたが、7月21日の始発から復旧が行われており、現在は通常どおりの運行が行われております。次のページ、消毒状況になります。環境課で、消毒の依頼の受付が40件ございました。そのうち実際に消毒を実施しましたのが18件で、消毒の未実施が8件ございます。未実施については取下げとか、最近の通気口がないような住宅で消毒作業ができなかったものが8件ございます。それから7月7日現在で、まだ消毒ができていないところが14件あったという報告がございました。依頼のあった地区につきましては、こちらの一覧でまとめております。また、災害ごみの対応状況ですけれども、7月14日現在で、一般30件、事業所系5件で、市役所で収集したものが3件の合計9,500キログラムの収集、対応を行ったところでございます。続きまして資料2-2を御覧いただけますでしょうか。こちらは、次の週、7月7日から7月12日までにかけての災害状況の御報告でございます。7月7日金曜日の11時47分ですが、气象台から大雨説明会の開催がございまして、甚大な災害が発生する恐れがあるとの連絡がございました。これを受けまして、午後1時には市長、副市長と協議を行いまして、自主避難場所の開設設置については、警報が発令された後に行うこと、前回の大雨で被災した公共施設について、事前に対応できる災害対策を講じることとの指示がございました。また、その後13時13分には大雨注意報及び洪水注意報が発表されましたので、第1警戒体制をとりました。その後、13時15分には、まだ開設しておりませんが、須恵地域交流センターに自主避難者の方が1名避難して来られました。16時30分には警戒体制調整会議を開催いたしまして、自主避難場所5か所の開設の決定と、事前の準備等を行いました。また、同時刻には气象台から、洪水注意報が一旦解除されると発表されました。16時48分には、气象台から、8日から10日頃にかけて、大雨にな

るおそれがあるとの情報がございました。こうした状況を受けまして、17時には、防災ラジオによる啓発放送も行いました。それからその後、20時間程度小康状態が続きましたが、7月8日土曜日12時55分に土砂災害警報が発表されましたので、第2警戒体制を取りました。次のページに入ります。午後1時には、警報発表に伴いまして、16時から自主避難場所を市内5か所に開設することを決定いたしました。15時8分には大雨警報浸水害及び、洪水注意報が発表されました。午後11時17分には气象台から一旦大雨警報浸水害の解除が発表されました。その後も9時間程度小康状態が続きまして、7月9日日曜日の8時30分に、土砂災害警戒情報が埴生、厚狭、出合、津布田の地域に発表されました。これを受け、水防本部体制に移行し、市内の一部に、警戒レベル4の避難指示を発表したところがございます。その後、8時34分には洪水警報が発表され、10時になると、大正川の水位が高まり、氾濫危険水位に近づいてまいりましたので、周辺地域に警戒レベル4の避難指示を発表し、桜川の水位も高まるおそれがありましたので、この周辺地域にも避難指示を出しました。そして、16時14分には一旦气象台から洪水警報が解除されましたので、同時刻に、大正川周辺の地域に発表しておりました警戒レベル4の避難指示を解除いたしました。またその後、8時間程度小康状態が続きまして、10日月曜日1時2分には、再び大雨警報（浸水害）が発表され、24分には洪水警報が発表されました。次のページ、5時57分まで、雨が降ったりやんだりした状況が続きまして、一旦大雨警報（浸水害）は解除となっております。8時1分には洪水警報が発表され、8時10分になりますと、气象台から1時間後を目途に、土砂災害警戒情報の発表地域を拡大する連絡がありました。また、9時16分には大雨警報（浸水害）が発表されました。これを受けまして、10時には、市内の全域に警戒レベル4の避難指示（土砂災害）が発表されました。あわせて避難場所として、5か所の校区以外につきましても追加して避難場所の開設を行いました。昼間の時間でしたので、11時5分にも、防災ラジオから避難指示情報についての周知を図りました。14時4分には气象台から大雨警報（浸水害）と、洪

水警報が解除され、17時45分には土砂災害警戒情報が解除されましたので、この時刻をもちまして、市内に発表しておりました警戒レベル4の避難指示を全て解除し、水防本部体制を廃止し、市内に開設しておりました避難場所につきましても閉鎖を行いました。翌11日火曜日4時15分に大雨警報（土砂災害）が解除されまして、大雨注意報に格下げされましたので、市の体制も第1警戒体制へと移行しました。さらに翌日12日水曜日の15時55分に大雨注意報が解除されましたので、第1警戒体制を解除し、通常の体制へと移行しました。この間、5日間にわたる警戒体制を取ったというところになっております。次の避難状況ですが、一覧に示しておるとおりでございます。合計で16世帯127人の方が避難されておられます。この表の中で、一点少し特徴的なところを御説明しますが、赤崎の地域交流センターの1世帯で92人というところがございます。これは周辺の施設の方が、まとめて避難をされたというところがありますので、実際の家庭というよりも、一つの施設というところで、御認識いただければと思います。それから、次の避難情報や情報発信につきましては先ほどの時系列のものをまとめて、表示をしたものとなっております。また、次のページ5項目目の通行止めですけれども、市道2か所と県道1か所の通行止めがあります。こちらは現在、通行止めは解除しております。累積雨量も、先ほどの気象状況を表形式でまとめたものとなっております。消防課の対応記録でございますけれども、今回は常備消防のみの対応でございまして、風水害の調査出動に1件、1隊4人の方が、また、自動火災報知機の誤作動がございましたのでこちらの確認のためにも1件、1隊4人の方に対応していただきました。続きまして、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらは市職員がドローンで上空から撮影した浸水害の状況となっております。最初のページは、7月1日6時に撮影をしたものとなっております。上側が桜川周辺、JR厚狭駅の周辺となっております。下側が、厚狭駅南側の写真となっております。次のページに入りますと、資料3被災地写真の2ページ目ですが、周辺道路の冠水状況の写真になります。その次のページが桜川、JR山陽本線の在来線の高架の下の冠水状況、

それから下側の写真が、それから南側のさくら橋周辺の被災写真となっております。さらにその次のページに入りますと、新幹線の厚狭駅周辺、不二輸送機ホール前の道路の冠水状況です。下側の写真につきましては小野田地区長田屋川周辺、大塚交差点あたりの交差点の冠水状況を示した写真となっております。次のページに入りますと、厚狭駅、在来線口の西側となりますが、JR線沿線のアパートからボートで避難するときの写真となっております。下側につきましては、JR美祢線を菊永工業の敷地から眺めた写真になりますが、線路の下の盛土が流出した状況の写真となっております。また、資料としては最後になりますが、災害状況という名称になっておるかと思いますが、市の都市計画図の全図の中に被害状況をプロットしております。こちらの地図の上側に大きな楕円で示しておりますのが、7月1日の線状降水帯の発生状況、おおむねこの位置だろうという位置を表しております。またその他の丸につきましては被害家屋とか、災害応急で対応しているものの地点を落としております。また黄色い楕円や水色の楕円につきましては崩土・倒木ですとか、越水・冠水状況のおおむねのエリアを示した地図となっております。また、具体的な災害応急とか本災害の件数につきましてはこの地図の左下に、簡単ですがそれぞれ担当課及びその内訳につきましては件数を示しております。被害の状況それから時系列の対応、気象状況の変遷についての御説明は以上となります。

笹木慶之委員長 大変長々と説明をありがとうございました。説明を聞いた中で、委員から質疑はございませんか。全般的にどこからでもいいと思います。

前田浩司委員 市の警戒体制の第1警戒というのは、どういう状況のときに発令されるのか具体的に教えてください。

河田総務課長 市の内部の用語で御説明したところがございます。警戒体制には、主に大雨とか、そういったときの注意報体制を取る第1警戒体制、

それから注意報が警報レベルに上がった場合には、第2警戒体制というところで、体制が異なってきます。例えば、総務課ですと、第1警戒体制の場合には総務課の職員が2人出動する。これらは時間にかかわらずというところになります。第2警戒体制の警報レベルになりますと、総務課の職員を4人配備するといったところになります。

前田浩司委員 警報レベルというのは、やっぱり国とか、そういう方面から出たタイミングで出されるという認識でよろしいですか。

河田総務課長 気象台から発表される気象情報が中心となります。

岡山明委員 今回の資料2-1の部分で、被災状況が気になりました。その中で、罹災証明、また被災証明の発行が20件で、ライフラインの被害が出ているという状況で、その状況をもう少し詳しく教えてください。

河田総務課長 こちらの被災状況でございますけれども、詳細につきましては、社会福祉課で調査をして、被災証明等を発行しております。まず、罹災証明と被災証明の違いですが、罹災証明といいますのが、一般の住宅で、住家の被害があった場合の証明が罹災証明となります。一方似たような言葉ですけれども、被災証明という言葉があります。こちらは住家ではなくて事業所です。お店とかそういったところが対象となる証明となっております。

岡山明委員 下水道の機能不全という状況が発生しているということで、被害がどこまで拡大しているか、その辺りの状況を確認したいです。

河田総務課長 大雨の災害直後に、排水処理設備が少し追いつかなくなったということで、下水道が流れにくくなっていると下水道課から市民の皆様にお知らせしたところでございます。特に関係する一部の地域の方には、下水の臭いがするとか、流れが悪くなって詰まったような状況になって

いるというところで、大変御迷惑をおかけしたという御報告が上がっております。

笹木慶之委員長 当然委員は総務文教常任委員会の担当する範囲を御存じと思いますが、個別案件はそれぞれ担当委員会がやります。あまり深掘りすると困りますので、その辺は御了解いただきたいと思います。

伊場勇委員 2週間にわたり土日の対応大変だったと思います。ありがとうございます。この時期に、潮の満ち引きもあったかと思うんですけども、この警戒体制を敷くにしろ、もちろん気象庁の注意報や警戒に対応していくんですけど、その辺は、ここがあふれるかもしれないとか、本市も今まで経験してきているわけではないですか。そういった状況をどのように踏まえて、対応や避難の促し等をしていったのでしょうか。その辺はどういう感じでしたか。

河田総務課長 浸水害の警報も、気象台で潮位等の状況を把握した上で発表されますので、満潮、大潮といった潮位の状況や雨量の状況を総合的に勘案して浸水害の警報を出す判断をしています。

伊場勇委員 そうしたら、時間帯にもよるとは思いますけども、警戒が解除された場合には、市がそれに準じて動くということで、それは変わらないんですよね。その確認をします。

河田総務課長 はい。見込みのとおりでございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 例えば、警報が解除されたときに、水が出ないとか、家から出られないとか、まだ浸水しているところがある場合もあるかと思いますが、その辺はどうするんですか。確認に行く人が危ないですよね。どういう対応をするんですか。

河田総務課長　これは、主に建設部の対応になると思いますがけれども、一時的に外出が困難な状況という、ひどい状況が収まりましたら、警戒体制のレベルは下がるかもしれませんがけれども、職員がそれで解散というわけではございません。外出が可能な状況になりましたら、市内パトロールに回るといった対応を行っております。

宮本政志副委員長　先ほどの前田委員と伊場委員の質疑に関係するんだけど、今回、土砂災害レベル4で避難指示が出されていますよね。そういう避難指示を出すときのプロセスについて。後は伊場委員が言われた「解除」について。例えば、国土交通省や気象庁がありますけど、何を基にして、どういう判断基準で、どういうときに発令して、どうなったら解除するかということをし少し分かりやすく聞いていいですか。

河田総務課長　基本的には、気象台から発表される気象状況によります。土砂災害の場合には、土壌雨量指数といいまして、それまでに降った雨量で、地面の中にどれだけ水分があるか、端的に申しますとそういった状況になります。これが、県からこういった地域にどのぐらいの土壌雨量指数になっているといった情報提供がございますので、そういったところも勘案しながら、土砂災害警戒情報を発表しています。また、最初の週はレベル5を出しましたが、これは河川の越水状況を判断しまして、市で判断して発表するという流れになっております。解除につきましては、気象状況や、発表される水量、雨量なども総合的に勘案しながら判断いたしますけれども、基本的には気象台の気象状況が主になると御理解いただければと思います。

岡山明委員　美祢線で、橋が落ちて今通行止めなんですけど、あそこは美祢市ですか。山陽小野田市で線路が絡んだ状況を確認します。

河田総務課長　先ほど、資料3の被災地写真を御紹介させていただきました。

（「松ヶ瀬ですね」と呼ぶ者あり）4枚目になるかと思うんですけども、この左下に、大型の黒い土のうが積んであるページを御覧いただけるかと思います。こちらの奥のほうに、線路だけが浮いた状況になっている写真があるかと思います。これは山陽小野田市内になります。JRのホームページ等、また報道等で発表されております橋脚の流出につきましては美祢市の区域になります。

宮本政志副委員長 今回だけじゃなくて、災害発生時あるいは災害発生後に、職員をよく見るんですよ。このたび災害は6月30日から7月1日と、それ以降と2回ありましたよね。かなりの職員にお会いしたんですけども、顔を見ると、相当疲れておられたんですよ。恐らく今回は、災害の対応での労災的なけがというのはないとは思いますが、そういうのは発生していませんか。

河田総務課長 公務災害の発生という報告はございません。

宮本政志副委員長 実際その災害時と災害後です。災害後は、災害復旧で現地を見に行ったり、土のうを撤去したりと色々な復旧作業に行かれていますよ。どれぐらいの職員が行かれていますか。

辻村総務部長 どれぐらいというところなんですが、災害ですので、建設部や農林水産課などは当然土砂崩れなどの対応があります。今回でも百何件あります。その対応は今いる職員で行いますから、日々対応に出て行って、残業もしなくてはいけない状況であります。それ以外の浸水害についても対応しなくてははいけません。どれぐらいというのはちょっと……それを所管する担当課が基本的に出ていますので、被害などがあるところについては、対応が終わるまでは日々出続けているという状況です。

宮本政志副委員長 今おっしゃったと思ったんですよ。災害の対応で、担当課の職員が、土日だろうが、炎天下だろうが、朝でも晩でも恐らく夜9時、

10時までずっと休みなく作業に出ている。片や災害の担当がないところは…（うなづく者あり）でしょう。災害の大きさなどもあるけども、今回のようなことがあったときに、ほかの課からもどんどん応援を出すとかね。例えば、住民票などを市民が取りに来たときに、いつもよりは職員の人数が少ないから、少し市民が待たないといけないとかはしようがないと思うんですよ。だから、あまり農林水産課や都市計画課といった災害の担当課に偏るとね。たまたま今は労災のけがはないかもしれない。でも、けがや命を落とすようなこと、あるいは全部終わった後に、疲れが出て体を壊すという可能性がありますから、一部の課に負担がかからないようにしていただきたいと思っています。

辻村総務部長　これは、職員の配置の関係になりますけども、災害はやっぱり専門技術が要ります。特に、建設や土木の技術知識がないとできませんので、その方たちは出ていかななくてははいけませんけども、人事課で応援体制というか、そういった要綱などを作っていますので、担当課が必要とすれば、応援できる体制を敷いています。ただ、そうはいつでも、最初に言いましたように技術的なものはやっぱり知識がないとできませんので、そこについては、全庁的にといってもできることは限られます。その中でできることは、助け合いながらという形でできればと思っています。（「お願いしますね」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員　避難所を開設したときには交代でやられると思うんです。例えば、避難所の開設中に大きな災害が起こって、人員を増やさなくてはいけなくなつた時に、その職員に負担かからないように、連絡網とか計画とかはあるんですか。

河田総務課長　避難場所に従事する職員につきましては、交代で配備できるように、避難所については、常日頃からどの課の職員で対応するとか、そういった形のローテーションを考えておりますので、特定のところに偏らないように考えております。

伊場勇委員 その避難所に行くに当たって、職員がその地の利を分かるような人、例えば、自治会名が何となくでも分かるなど、そういったところは考慮されているのかなと思ったんですけど、どうですか。

河田総務課長 職員が避難場所の近くに住んでいるというようなところであれば理想なんですけれども、そうすると、どうしても偏りが生じるといったところもありますので、部署ごとに割り当てまして、部署ごとに日頃から避難場所を把握しておくという対応をしております。何か事が起こったときには、そこの部署で対応ができるといった体制を取っております。

伊場勇委員 毎回避難所を開設すると、いろいろ要望が上がってくると思うんですよ。全てが同じ設備で、同じ機能で、同じ準備をされているわけじゃないと思うんです。その点、今回もいろいろ御意見はあったんですか。

河田総務課長 今回は、特に2週目につきましては、ある程度時間に余裕があったというところと、被害が土砂災害に特化したというところがありましたので、自主避難をお勧めする中で、避難場所の選定も、長期化することを考えまして空調設備が整った場所を優先して開設するというところも考えております。

伊場勇委員 災害応急の予算を取っていると思うんですけれども、まだ7月で、多分こんな大きなことがあると思っていなかったと思います。今の状況を分かる範囲で結構ですので教えてください。

河田総務課長 今年度の当初予算は、既に大幅に上回っておりますので、予備費で対応しております。この予備費も、かなり厳しい状況でございますので、今後補正をお願いするようになろうかと思っております。

宮本政志副委員長 質疑ではないですが、私、しばらくして罹災証明を取りに来たんです。職員の方が非常にスピーディーで、丁寧で物すごく的確な対応でした。ほかの市民の方も何人もいらっしゃったので、私は椅子に座って見ていたら、物すごく丁寧でした。トラブルがあったという情報入っていないと思うんだけど、これは民生福祉に任せましょう。それでもう一つ、これは産業建設の管轄なのですが、総務部長にお聞きします。桜川のポンプ場と水門について。先ほど伊場委員が言ったように、今回、潮の満ち引きの関係での水門の開閉や、ポンプは確実に早い時間から動いていました。よく市民の方が、厚狭地区のポンプは動いていたのかとか、ポンプが止まってたんやろうがとか、何で水門を閉めていたのかとか言われます。これは、事情が全く分かっていない方からの声が多いんです。だから、総務部長から、ポンプは早い時間からフル稼働で動いていますよとか、あるいは水門に関しても、潮位あるいは、厚狭川の水位によって開け閉めしているんですよ。あとポンプから吸う水量も要るからね。その辺りも、市民の方にももう少し情報を発信されたほうがいいと思うんです。これは総務部長から、周知に力入れていただきたいと思います。これが二つ目です。それともう一つ、これは一般論です。災害時に議員が邪魔をするというのをよく聞くんですよ。テレビでも、例えば、災害時に議員が出て行って、「あそこがどうだ、ここがどうだ、ごみを取ってこい、あそこの道路に泥がかぶった」と言う。議員は行かないほうがいいんです。この山陽小野田市議会の中で、災害の発生時、もしくは発生後に、職員の業務を妨害すると言ったら大げさだけど、「あれしろ、これしろ、これを取りにこい」などと言われたという情報は入っておられませんか。

辻村総務部長 議員が、自分の周りから耳に入ったことを情報提供という形で、こちらに伝えられるということは、何名かの議員からありました。それはそれで担当課に伝えさせていただいているところでございます。

宮本政志副委員長 ということは、部長のほうには、例えば、議員の地位を利

用したような形で、「あれをしろ、これを取りに来い」と言われるなど、業務を邪魔したり、あるいは職員に圧力をかけたりといった悪い情報は入ってないということですか。僕は少し耳にしているんです。

辻村総務部長 当然いろいろな情報の提供の仕方があるかと思います。その中で、受けられた方がそう感じることもあるかもしれませんが、個々具体的なところというのは今の時点ではありません。

宮本政志副委員長 やっぱり風通しはよくしないといけないと思うんですよ。議員は、その地域のいろいろな人たちとのつながりがあって、ふだんから災害に弱い箇所を知っていると、市民の方よりも多少情報は入ってくるかはあると思います。その中で、個人個人で考えて、いろいろな行動を取られると思うんですよ。でも、もし一部の議員が、さっき言ったように、「あれしろ、これしろ、こうせんとどうするんか」と言うなどして職員に圧力をかけることで、職員が、「やっぱり議員に言われる」ということになったらいけないので、そういうことがあったときには情報提供ということでスピーディーに教えていただきたいと思います。前向きな検討というのはできますか。

辻村総務部長 そういうことがあれば、我々も議会とも相談しながら、話をさせていただければと思います。

岡山明委員 やっぱり議員として、情報収集というのは必要不可欠と私は思っています。議員にも情報提供をお願いするということを、副委員長から依頼されました。今後災害があったときに情報をしっかりと頂ければ、周りの議員も支援できると思います。

笹木慶之委員長 いろいろな立場から話がありましたが、それらを押しなべて、ひとつ的確な対応をお願いしたいということだと思います。

辻村総務部長 災害時には、職員も一生懸命やっておりますので、情報提供する中で、職員の対応を妨げることなく、協力してできるものはしていきたいと思います。職員も災害が起こっている中で、優先順位をつけながらやっておりますので、職員の対応を支援していただいて、協力していただければと思いますので、よろしくお願いたいと思います。

笹木慶之委員長 ほかにはございませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）私からお聞きしますが、もちろんこの災害対応というのは、市が持つておられる地域防災計画、それから水防計画に基づいて対応しておられると思いますが、少し気になるのが、この結果論を見ると気象庁としかやりとりがないみたいに見えるんですよ。例えば、最近は県の防災との関係はあまりないんですか。

河田総務課長 すみません。時系列の説明の中で、主に気象台との状況について御説明しました。この経緯の中で御紹介はしていないんですが、県の防災危機管理課等とも随時連絡は取っておりますし、情報提供もしていただいております。

笹木慶之委員長 そうでしょうか。といいますのが、例えば、厚狭川の関係は、山陽小野田市だけではなく、美祢市とも関係あるんですよ。その連携を取るのには県ということですが、それは連携が取れているということですね。

河田総務課長 水位の状況につきましても、宇部土木事務所から随時連絡がございますので、連絡体制は取れていると考えております。

笹木慶之委員長 先ほど副委員長からもありましたが、私も、総務部長、それから総務課長にもお願いしたいと思うのが、桜川辺りの管理の問題です。ポンプ場は、委託業者がきちんと的確に管理していると思っておりますが、知らない人は水門が閉まっていた、開いていたという、変な議論をたく

さんしていたわけです。きちんと水門を閉めておかないといけないときと開けないといけないときがあるんですよ。それは、委託業者がきちんと管理しておられるから問題ないんですけど、適切に処理されていなかったからこうなったとか言うような人もおられる。だから、やはりこの辺は市として、もっとうまく情報発信してほしいと思います。それから、もう一度最後に言うておきますが、厚狭地域の中での河川氾濫だけではなくて、新たな、いわゆる水没といいますか、冠水する地域もあります。だから、冠水の状況をつぶさに確認をされ、情報確認をした上で、対策本部として、将来的な計画を立てるときの一つの柱にしてほしいと思っていますが、どのように思われますか。

辻村総務部長 今おっしゃられたように、激甚化する気象状況になってきますので、今の地域防災計画は計画として当然必要ですけども、今後は想定外も含めて、新たに出てきたいろいろな状況を勘案しながら、先を見越す中で、どういった対応ができるかというのにも検討していかなくてはいけないとは考えております。今後の計画等に、検討しながら反映していければと思っています。

笹木慶之委員長 山陽小野田市もいろいろな状況下で、地理地勢が変化しております。その変化した部分について、市として総合的にどう対処していくべきかということもしっかり踏まえた上で、市政を語っていかないと、なかなか難しい面が出てきますので、その点をお願いしたいと思います。ほかにございませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、この豪雨関係の調査については以上で終わりたいと思います。どうも大変お疲れさまでした。それでは暫時休憩をいたします。

午後 2 時 3 4 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

笹木慶之委員長　それでは休憩を解いて、総務文教常任委員会を再開いたします。それでは、今日の2点目ですが、山口東京理科大学の件についてを議題とさせていただきます。過ぐる6月23日に、「山口東京理科大学の契約事務等について」ということで、書面をもって回答がありました。それが提示されて、私ども委員が、この方策についての意見を求めることとなっております。今日もその続きということになります。今日は、資料の差し替え等があるようですから、その点について最初に説明をお願いしたいと思います。

大谷建設部長兼大学推進室長　今委員長から御説明していただきましたが、以前配付させていただきました大学からの資料に数値の誤りがございましたので、その誤りを訂正した資料をお配りしているところでございます。誤りの箇所につきましては（4）の職員数についてというところで、この令和4年度の正規職員数でございますが、訂正前につきましては48という数字が入っておりましたが、49に訂正となっております。なお、当初お配りした資料につきましては、令和4年度、令和5年度の大学要覧につきましても、コピーを貼りつけておりましたが、その数値も48となっておりますので、今回、差替えとしてお渡しした資料につきましては、この大学要領につきましても、削除した形で配付させていただいております。以上でございます。

笹木慶之委員長　今執行部からの説明が終わりました。ではこれを含めて、審査に入りたいと思います。それでは、委員から質疑を受けたいと思います。

伊場勇委員　頂いた資料を見ると、一番気になるところは、市内業者と契約した件数のところですね。200件中26件が随意契約で市内業者と契約したとされています。それ以外は市外業者と契約をしているというところで、市内業者から「理科大の物品等々の購入などについては、市外業者のほうが多いんじゃないか」など、そういった声が結構上がっていて、

やっぱりこの数字を見たら、まさにそうなのかなと思ってしまう数字になっております。規定はどういうものがあるか、まず一点確認させていただきたいと思うんですけど、資料で頂いたものが全てですか。理科大が随意契約等を行う中で、準じているものでは、どういったものがあるのですか。

大坪大学推進室主査 2ページに出ております事務取扱規程の前に、大学の経理規程がございます。その経理規程において随意契約をすることができるということで、第1号から第7号までございます。第7号が、その他に定める場合ということで、それがこの事務取扱規程に移っているという構成になっております。

伊場勇委員 ということは、随意契約については、基本的にはほとんどが特命契約と言われる部類になるのかなと思うんですけど、それは答えることはできますか。

大谷建設部長兼大学推進室長 特命ということは、1社随契ということになりますかね。50万円以上250万円未満の契約につきまして、大学からお伺いしておりますのが、200件のうち1社だけの見積りが152件、そのうち市内業者だけから取ったものについては18件、残りは市外業者から134件、2者以上の見積りについては、全部で28件の契約があつて、全て市内業者から取ったところはありませんでした。市内業者と市外業者1者ずつから取ったのが11件で、全て市外業者からというのが17件です。3者以上の見積りを取ったのが16件、そのうち全て市内業者から取ったのが1件、市内業者2者、市外業者1者が2件、市内業者1者、市外業者2者が3件、全て市外業者からが10件、4者から取ったものにつきましては4件で、全て市外業者が全部で4者、市内業者から取ったものはないということでございます。以上です。

伊場勇委員 今おっしゃったのは、見積り関係のことですよ。50万円から

250万円の間の契約ということですね。また、その中でも物品購入の関係であるとか、工事・修繕の関係とかもあるんで、これも審査する上で、今後必要になるかなと思います。このたびは言ってなかったんで、この資料は次回以降に出していただければと思っております。それは置いておいて、あと1点、まず250万円と50万円という数字が出てきました。根拠として、50万円以下は随契で、50万円以上250万円未満はなるべく2者から見積りを取るという規定があると。本市は、購入するものや契約の種類によって、70万円であったり、130万円であったり、いろいろあるじゃないですか。それは大学の基準と違うんですよね。その理由はあるのですか。250万円も根拠があるはずだと思うんですけど、それは大学推進室としてどのように考えていらっしゃるのか。特に問題ないと思っているのか。

大坪大学推進室主査　まず、250万円未満が随意契約というのはこの2ページの事務取扱規程の第20条が出ているんですけど、第19条に規定がございます。この事務取扱規程に関しましては、大学が他の団体等を参考にして策定しております。

伊場勇委員　他の団体ということは、他の大学法人を参考にとということですね。特に、山陽小野田市に相談があったわけではないですか。それは大学独自で使われているところですか。

大谷建設部長兼大学推進室長　特に規程の策定については、市に相談はございませんでした。

宮本政志副委員長　今の伊場委員の質疑に少し関連しますが、市の基準の70万円と130万円。この金額のそもそもの根拠は何ですか。例えば、70万円や130万円が300万円や800万円でもいいわけですよね。何で70万円や130万円なのでしょう。

大坪大学推進室主査 市の財務規則で金額が規定されております。随意契約ができるということが、地方自治法施行令で何号かありまして、その第1号に市が定める金額以下というところがありますので、その金額を財務規則で定めているところです。

宮本政志副委員長 山口東京理科大学がほかの団体等を参考にして策定したと言われました。他の団体と言っても、250万円があれば、500万円、100万円もあればと、様々なんだけど、他の団体を参考に250万円未満と決めたと。その250万円の根拠というのは、大学推進室で御存じですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 特には承知しておりません。

岡山明委員 市の財務規則第99条に載っていますが金額が違いますよね。市の上限は130万円です。大学では250万円と倍ですよ。市と同じようにしているという話だけど、大学が250万円なのに対して、市は130万円なんです。その辺の金額は、大学推進室から山口東京理科大学にこの金額を戻すように調整かけないといけない、そういう話になるんじゃないですか。

笹木慶之委員長 意味が分かりますか。ちょっと回りくどくなりましたけど、要約すると、市と大学とでルールが違うのはなぜか、一緒じゃないのかということを行っているわけです。そこについてお答えください。

大谷建設部長兼大学推進室長 先ほど、主査からも回答がありましたが、市につきましては、地方自治法施行令の中の基準に基づいて規程、規則を策定しているということでございます。これについては、大学に及ぶものではなく、公立大学法人につきましては、そういった上位法はありませんので、その中で大学がほかの公立大学等を参考にしながら、基準金額を決めておられるということになります。

宮本政志副委員長 今、岡山委員は、金額が、本市の規定よりも倍近いんだから、市に合わせたほうがいいんじゃないかと言われたと、私は受け止めました。私も考えは一緒です。理科大でないと分からないかもしれませんが、ほかの団体を参考にして250万円未満と決めた。ほかの団体は例えば、どういう大学なのか、団体なのかというのを、もし把握していたら教えていただきたい。把握しておられなかったら、資料を出していただきたいと思うんですが、ほかの団体を御存じですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 確実ではないんですが、県立大学が250万円未満だったような気がしております。それは確認して御回答させていただきたいと思います。

笹木慶之委員長 不確実なことを言ってもどうしようもないですから、確認してお答えください。

宮本政志副委員長 もちろん、今分かる範囲でお答えしていただこうとしたんですよ。何が聞きたいかと言うと、参考にすると決めたほかの団体を知りたいのですが、その決定に当たって数団体見るはずなんですよ。先ほど言ったように500万円があるかもしれない。50万円があるかもしれない。たまたまどこかが250万円で、いろいろ参考にして最終的にはここが250万円、ここも250万円で決めた。恐らくそういう過程があるはずなんですよね。いきなりピンポイントで、あそこの団体に合わそうというのは根拠にならない。その辺りの選考をするときの過程というか、そういった根拠みたいなものがあれば、と思ったけど、今の御答弁からいくと、この質疑は御答弁できないでしょう。これは大学が出せるか出せないか、あるいは持っているかどうかにもよりますが、後で資料請求したいと思っています。

伊場勇委員 頂いた資料（1）の令和4年の随意契約についての下の米印のと

ころです。下のアの件数200件については、2者以上の見積書の徴収及び、業者選定理由書の提出の必要があると。5万円以上の契約数となっていますとありますが、これは、2者以上の見積りはなるべく取らなければいけないという、「なるべく」ですよね。そこの「なるべく」という解釈というのは、どういう受け止め方をしたらいいのかというのを確認させてください。

大谷建設部長兼大学推進室長 この「なるべく」につきましても、どういう意図で、こういった規定の文言を書かれているかということは確認しておりません。

伊場勇委員 分かりました。それと、その続きで、業者選定理由書の提出というものがありますが、これは必ずつけていると聞いておられますか。

大坪大学推進室主査 業者選定理由書につきましては、1者の見積りで契約する場合にはつけるということでお伺いしております。

伊場勇委員 なるほど、分かりました。1者の場合はつけるけど、2者以上であって市外に頼むときはつけないということになっているということですよ。その50万円以下の場合には理由書は必要ないんですか。その金額によるということを確認させてください。

大坪大学推進室主査 50万円以下につきましては、規定上1者でオーケーなので、理由書はつけていないと思います。

伊場勇委員 50万円以下については、市外業者に頼んでも、その理由書は要らないということについては市も準じているんです。ただ、40万円のものを買う場合に市外業者に頼んだときに、その理由書をつけないというのは市も一緒ですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 この大学の業者選定理由書といいますのが、市内、市外ということの区分ではなくて、1者で50万円以上の契約です。本来はなるべく2社以上というところ、1者にする理由を書くということでございます。それが市内、市外の違いはないということでございます。

宮本政志副委員長 先ほどの伊場委員の質疑に少し関連しますが、たしかに、この第20条「2人以上の者から見積り」というところは、先ほど伊場委員が「なるべく」のところ、非常に大事なことを言ったんですけど、市の場合は「なるべく」という言葉があるんですか。

大坪大学推進室主査 市の財務規則も「なるべく2人以上の者から見積りを徴さなければならない。」という規定になっております。

宮本政志副委員長 なるべくしてくださいということですね。ただし、その下に、こういう場合は1人の者の見積書をもって代えてもいいですよと書いてあります。(1)から、こういった場合は、ということが書いてありますよね。1者の場合は、こういうルールを守られているかどうかチェックしているのか、なかなかお答えしにくいかもしれません。把握していなければ、またその辺りは大学に聞けばいいんですけど、どうでしょう。

大谷建設部長兼大学推進室長 この事務の取扱いがどういう形でされているかのことにつきましては、大学推進室としては確認しておりません。ですので、通常市であれば、第何条第何項第何号に当たるためこうしますという起案をつけるんですが、大学はそのようにされているのかどうかというところまでは確認しておりません。

宮本政志副委員長 それと、市は市内業者、市外業者、準市内業者の三つですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 はい、三つでございます。

宮本政志副委員長 理科大はそれぞれの名簿を持っているんですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 名簿につきましては、市の入札参加資格者の名簿を持っているということでございますので、その中で市内、準市内、市外ということは確認されていると認識しております。

宮本政志副委員長 市と同じものを持っているんだから、当然、選定するときには、その資料を前提とした市内、準市内、市外の選別は的確にされているということではないんですよね。ただ、資料は要るけど、実際はその名簿と全然関係ない市内業者や市外業者を選定するというような取扱いはないということではないですかね。

大谷建設部長兼大学推進室長 確認はしていないんですが、恐らく大学の中で、市内業者優先ということを明文化されたものは持っていないとお聞きしております。大学については、公立化のときに市に準じて市内業者優先をお願いしますということは、常々お願いをしてまいりましたが、しっかりと明文化して、市内業者を優先してくださいというものはございません。ただ、職員の認識の中で、そういった名簿がある中で参考にはされていると思います。あと、大学の規程の中においても、市内業者優先ということは明文化されておられません。今のところ、市内業者優先ではなくても、大学の中では、特段規定に違反しているということはないんですが、設立団体である市の業者選定の在り方とは異なっているということでございます。

伊場勇委員 頂いた資料の(3)なんですけども、事務系予算執行要項ですね。

(2)の購入業者の選定について、原則として山陽小野田市の指名競争入札参加者資格者の中から業者をとあります。山陽小野田市の全ての業

者がここに入っているわけではないじゃないですか。これだけと確定してしまうと、そうじゃないところは別に考えなくてもいいとも取れますよね。その下にAmazonなどでは購入できませんと書いていますけども、実態はどうかかなと思うんです。今言われたことは、この入札参加資格者以外からも取るといった取決めや、市内業者を使うとかそういうことが明文化されていないという意味ですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 全体的に、大学が契約をする際に、市内業者優先ということが明文化されていないということで、物品に限らず、工事にしても修繕等にしても、そういった中で、市内業者を優先するという規定というか、そういった明文化したものはないということでございます。

宮本政志副委員長 伊場委員がこの理科大の所管事務調査に対して重要なところを質疑しているんですけど、これは大学推進室の感覚でいいですよ。多分アンケートなどはやっていないと思うんですけど、今の答弁と質疑を聞いていると、理科大には市内業者を優先していかないといけないなという考え方はあまり持っていないと感じるんですけど、その辺りは、もし答えられるならお聞きしたいです。

大谷建設部長兼大学推進室長 たしかに、このたび、資料恵与で提出された数値を見ると、私どもも、明らかに市外業者が圧倒的に多いと実感した次第でございます。ただ、50万円以下は、総件数でいくと1万件ぐらいあるということなんですが、そうすると、50万円以上250万円未満が200件ありますので、ほとんどの契約が50万円以下の中にあるということになります。その内訳はまだ分かりませんので、文房具とか、そういったものが多ければ、市内業者への発注機会が多いので、率だけ見ると、逆に50万円以下は市内業者が圧倒的に多くなっているかもしれないということも考えられます。ただ、この50万円以上だけの数値を見ると、明らかに市外業者が明らかに多いということと、先ほど私も

申し上げましたが、1者随契のときにも、市内業者だけで取るということがあまりなくて、市外業者を優先しているところもあるということでございます。やはり根本的には市内業者優先という考えがあったにしても、なかなか実践には至っていないのかもしれませんが。ただ、50万円以下の数字が分からないので、ここでは断言できないと感じております。

宮本政志副委員長 先ほど伊場委員が、(3)の件で購入業者の選定について触れたと思うんですけど、そもそも発注は、部署の事務担当者が行うと書いているんです。これは何人いて、その中で経験者は何人ぐらいいるんですか。素人の方が発注されているんですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 大学側は、この随意契約で、公的研究費の使用に関する誓約書というものを職員に出していただくという規定を持っておられまして、令和5年5月1日現在で184件あります。事務職員の正規職員が48件、正職員が49人でしたので、正規職員はほぼ全員、あと非正規職員も22件となっております。あとは教員の方が114件となっておりますので、職員であれば、こういった誓約書を出されて、事務を担っておられるということになっております。

伊場勇委員 そういった市内、市外をどのように選定しているかをチェックする部署は市にはありますよね。監理室などは一定のルールでやられていると思うんですけども、大学側はそういったところは、担当部署でやっているんですか。その辺はどういうふうになっているか、分かるところだけでいいので教えてください。

大谷建設部長兼大学推進室長 これも確認してからお答えさせていただければと思います。

笹木慶之委員長 ほかにありませんか。30分たちましたから、休憩を取りたいと思います。暫時休憩といたします。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 2 8 分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を閉じて、委員会を再開します。この議論を確認する意味で少しまとめます。まず 1 点目は、随意契約による見積書の徴収云々という部分です。もう 1 点は、先ほどあった物品等の購入の購入業者の選定についてということで、原則として山陽小野田市の指名競争入札参加資格者の中から云々と書いてありますね。いわゆる市内業者等の問題があるかと思えます。その辺りについて議論を深めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

古豊和恵委員 第 20 条の（1）、契約の内容により秘密にする必要があるときとあるじゃないですか。これは誰が誰に秘密にするんですかね。これは、大学が市に秘密にするんですか。それとも、市が市民に秘密にするんですか。それとも議員に秘密にする。その辺をお聞かせ願ひえたらと思ひます。

笹木慶之委員長 かなり細かい部分に入ってきましたが、それはそれとしてお答えください。

大谷建設部長兼大学推進室長 この内容も確認したわけではございませんが、大学が事業等をするときに、それがまだ公になってはいけないものがある場合が考えられるのかと思ひます。それを入札などで他社数社に情報を流してしまうと、それが公になってしまうかもしれないので、1 者だけでということ、契約内容により秘密にする必要があるときということで、この条文が入っているのではないかと思ひます。これも、どういう意図で、こういった規定の条文をつくられているのかというのがございまして確認させていただきたいと思ひます。

前田浩司委員 今の件に触れるんですけれども、例えば、第20条の(2)でいうと、代替性のないものというのは実際どんなことなんですとか、あるいは(3)ですと、価格が異なるものというのは、実際どんなものがあるのかなということ、(4)でいくと、緊急性の必要はどうかのかなということで、先ほどの第20条の件で追加で確認していただきたいというか、逆に今分かればお答えいただきたいです。

大谷建設部長兼大学推進室長 先ほどと同様、この条文につきましては確認して、御回答させていただきたいと思います。

笹木慶之委員長 大学の規定等については、私たちがいきなり大学に聞けないわけですね。だから、ここで答弁される方は、しっかり内容をチェックしてお答えできるようにしておいてもらいたい。疑義が残らないように答えていただけるように準備をお願いしたいと思います。大学にきちんと内容を確認して委員会に臨んでほしいと思います。

大谷建設部長兼大学推進室長 お申出のとおり、しっかりと確認させていただいて御回答させていただきたいと思います。

宮本政志副委員長 先ほど古豊委員、前田委員から、この規程の第20条の詳細についての質疑がありました。そもそも、山陽小野田市立山口東京理科大学になるときに、もともとあった山口東京理科大学のときの規程をそのまま準用してこの規程をつくっているのか、あるいは先ほど随意契約等の金額に関しては、他団体を参考にしてつくったとおっしゃったので、その辺りも、どういった規程を根拠にしてこの規程をつくったのかということを知りたいです。つまり、理科大の関係者がゼロベースでこれを持ち寄ってつくったというのは非常に考えにくいので、何を基にこの規程をつくられたかというのを、また次回のときでも教えていただけたらと思います。

伊場勇委員 他市町の市立大学では、例えば、その市の職員が出向されているかと思うんです。市内業者優先といったことにも精通している人がいれば、そういう雰囲気も意識できるのかなと思うんです。現状はいらっしやらないと思うんですけど、他市町の状況で分かっている範囲でいいので、どういう状況か教えてください。

大谷建設部長兼大学推進室長 所管事務調査があるということで、ほかの市立大学の状況を少し確認させていただきました。7割強ぐらいは、設立団体の職員が出向しているという状況になっています。ただ、この状況が、今のような形で必要性に迫られてなのか——直営の大学がほとんどですので、その法人のプロパーの職員の入替えの時間も当然必要になってきますので、そのために職員が行っているという状況もあるかもしれません。実態としては、7割を超える大学で設立団体の職員が出向しているという状況になっております。

古豊和恵委員 事務職員数についてお尋ねしたいんですけども、これは令和4年度は67人、令和5年度が75人とかなり増えています。これは、新しく事務職員も入られているんですけど、先ほど言われました市の職員を派遣されているんでしょうか。それとも新しく大学の職員として入れられたんですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 市の正規職員が行っているということはございません。正規職員にしても、非正規職員にしても、全て大学が雇用された職員の数になっております。人数が増えているのは、令和5年度に数理情報科学科ができておりますので、その関係もあると感じております。

宮本政志副委員長 見積りの件に戻りますけど、大学推進室の分かる範囲でいいです。見積りの金額の妥当性です。安ければいいですという問題でも

ないけども、恐らく前提は、なるべく決められた予算の中でいいものを安く買うということは分かるんですよ。ただ、出てきたその見積りの金額が妥当だと、職員の皆さんで判断できるんですかね。その辺りは答えにくいというか難しいですかね。

笹木慶之委員長 少し僕が違う感覚で付け加えようか。山口東京理科大学の随意契約の取扱いが、本市の財務規則の取扱いと違っていていますよね。その違っていていることに対して、果たして、いわゆる市の立場として、それがいいのかどうかということがまず一点。それから先ほど、いわゆる山口東京理科大学の規程はほかの大学を参考にして策定されたということでしたけど、その団体は、その自治体とどのようになっているのか。それも含めて、ひとつ調査をしてほしいと思うんです。どのような考えでしようか。

大谷建設部長兼大学推進室長 委員長がおっしゃられた内容につきましても確認して、状況につきましては、また御報告させていただきたいと思いません。

宮本政志副委員長 これは多分ですよ。お聞きになったことはないというか、そういう情報はないと思うんですけど、ストレートに言うと、例えば、見積りをもらいますよね。普通は、見積りが1社から来て、もう1社から見積りを取ろうと思ったら、その見積りは見せませんよね。まず民間ではあり得ないです。まさかそういうことを故意ではなく、分からずに——だから、先ほど私が職員の皆さんはそういう能力をお持ちなんですかと質疑したのは、そこなんですよ。正しい見積りの取り方、あるいは、随意契約などの契約の結び方をきちんと把握をされていないと思われるような状況についての情報は市には入ってきていないですか。

大谷建設部長兼大学推進室長 今副委員長がおっしゃられたことにつきましては、市にそういった情報は入っておりませんし、私どもも、関係法令や

規定に背くようなことはされてないと確信しております。

笹木慶之委員長 少し休憩したいと思いますですが、よろしいですか。（「いいですよ」と発言する者あり） 暫時休憩します。

午後 3 時 4 0 分 休憩

午後 3 時 5 3 分 再開

笹木慶之委員長 それでは、総務文教常任委員会を再開させていただきます。
今日は、前回資料を提出していただいた件について、内容の確認をしながら、これからの方向性を求めていくことを議論しているわけですが、ある一定の段階まで話が進んできたと思います。ここで、各委員から何か意見はございませんか。

伊場勇委員 今日の議論の中で、大学推進室の関連でもう少し確認したいところがありました。資料をそろえて、もう一度委員会を開くべきかと考えています。まずは、その頂いた資料の中の規程をつくられた経緯です。それと、その規程の内容について、もう少し深く知りたいというところ。それと、本市の基準と照らし合わせたときに、どういったことが違って、どういうところが一緒なのかというところも、全部が全部は無理かもしれませんが、大まかに押さえていきたいと思います。それと、他市町の市立大学で、似たところの状況を把握して、比較も少ししたいと思います。それと、最後に室長から数字の提示がありましたけれども、例えば、50万円以上250万円未満の見積り徴収先及び、市内業者との契約数です。何者から見積りを取って、市外業者にした、市内業者にしたというところを少し分かりやすい形で提示していただければ、現状がしっかり把握できるかと思います。また、それに準じて、市内業者と市外業者で、どういうバランスで見積りを取っているのか、今回頂いている資料よりもう少し具体的なものがあれば、その他の資料として頂け

たらと思っています。以上です。

笹木慶之委員長 伊場委員から発言がありましたが、確認できましたでしょうか。（うなづく者あり）大きくは5点あったと思います。あえて復唱はいたしません、先ほどから議論を深めてきている中で、改めて資料を求めるということになりました。そこでお尋ねします。ほかの委員はこの件について、賛同いただけますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）全員賛成でよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、委員会として資料を求めたいと思います。事務局を通して手続きを取りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、今後の委員会については、資料に基づいてまた開催させていただきたいと思いますので、その点についてもよろしくお願いいたします。それでは、本日の委員会をこれで閉じます。どうもお疲れさまでした。

午後 3 時 5 7 分 散会

令和 5 年（2023 年） 7 月 2 5 日

総務文教常任委員長 笹 木 慶 之